

# 1章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

## 1 都市計画マスタープランの役割

市町村都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法（以下「法」という。）の改正により創設され、法第18条の2に位置づけられています。

市町村都市計画マスタープランは、都市計画区域を有するすべての市町村が、創意工夫のもとに、住民の意向を反映させて、将来都市像や都市計画の方針を総合的に定めた「市町村の都市計画に関する基本方針」です。

### 市町村都市計画マスタープランで定める主な事項

- ◇ まちづくりの理念や都市計画の目標
- ◇ 全体構想（目指すべき都市像とその実現のための課題、整備方針）
- ◇ 地域別構想（あるべき地域像、実施施策）

また、市町村都市計画マスタープランは、次の3つの役割を担います。

#### ●住民の都市計画に対する理解と参加を容易にするための将来都市像の明示

地域特性に応じた将来都市像を明示し、その実現に向けた合意形成を図っていくことにより、都市計画に対する住民や事業者などの理解を深められ、各種都市計画事業や規制、誘導への協力や参加を容易にする役割を果たします。

#### ●都市計画の整合性・統合性の確保

土地利用や都市施設、都市環境などの分野別計画を相互に調整し、都市計画の整合性・統合性の確保を図り、まちづくりに関する体系的な施策の推進に寄与します。

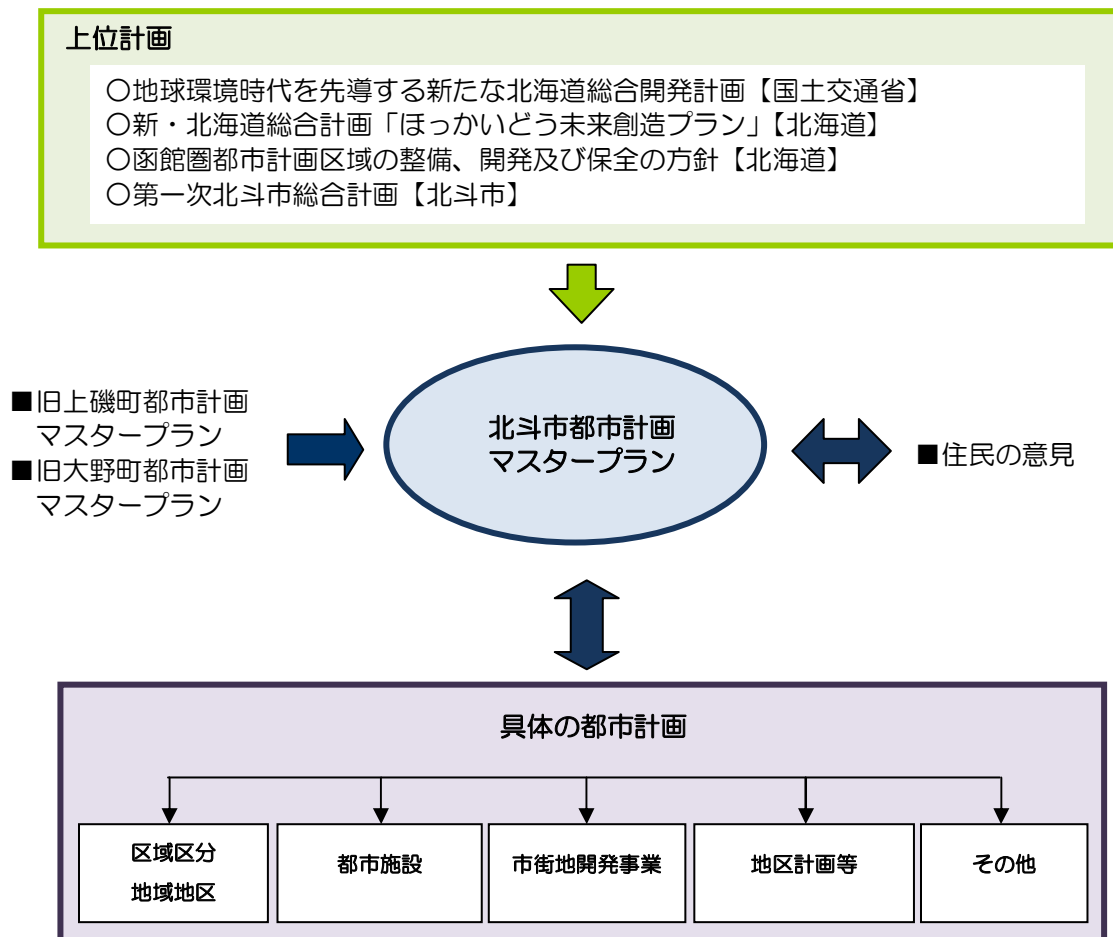
#### ●具体の都市計画の指針

市が定める具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないことから、このマスタープランに示す都市将来像は、具体の都市計画の決定、変更の方針としての先導的役割を果たします。

## 2 策定の方針

『北斗市都市計画マスタープラン』は、上位計画である「第一次北斗市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「函館圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「整開保」という。）に即して定めます。

また、旧上磯町、旧大野町の都市計画マスタープランを踏まえ、まちづくりアンケート等により住民の意見を反映して定めます。



## 3 目標年次

この計画は、整開保との整合性を図り平成 17 年を基準年とし、平成 37 年を目標年次とする長期計画とします。

基準年	目標年
平成 17 年 (2,005 年)	平成 37 年 (2,025 年)